

旭川医科大学病院医療安全管理部要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(平成31年2月19日病院長裁定)

旭川医科大学病院医療安全管理部要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院医療安全管理部要項（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条（略） （業務）</p> <p>第2 医療安全管理部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（1）～（15）（略）</p> <p><u>（16）旭川医科大学病院医療事故防止対策委員会の庶務に関すること。（新設）</u></p> <p><u>（17）その他医療安全に関すること。</u></p> <p>第3～第5（略） <u>（医療安全管理部会議）（新設）</u></p> <p><u>第6 医療安全管理部に、医療安全管理部の業務を円滑に進めるため、医療安全管理部会議（以下「会議」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 会議は、医療安全管理部の職員をもって組織する。ただし、部長が必要と認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>3 会議は、構成員の過半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。</u></p> <p><u>4 部長は、会議を招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>5 会議の議事は、出席職員の過半数をもって決し、可否同数のときは部長の決するところによる。</u></p>	<p>第1条（略） （業務）</p> <p>第2 医療安全管理部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（1）～（15）（略）</p> <p><u>（16）その他医療安全に関すること。</u></p> <p>第3～第5（略）</p>

6 第2第4号及び第15号の業務については、会議の議を経なければなら
ない。

第7～第9

附 則

この要項は、平成31年2月19日から施行し、改正後の旭川医科大学
病院医療安全管理部要項は、平成30年11月29日から適用する。

【改正理由】

平成30年10月31日実施の、特定機能病院の立入検査（医療監
視）での指摘事項を受け、医療安全管理部の業務内容等について見
直しを行い、もって医療安全管理体制の円滑な運営を図るため、所
要の改正を行うものである。

第6～第8